

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

B

35点

科目名

区分

学籍番号(在学時)

氏名

民法

第1 設問1

設問1は消滅時効の抗弁が成り立つ理由の説明が求められています。そのため、訴訟物、請求原因事実について記載すること、は求められていません。配点がわずか20点であることを考えても、答案の分量を考えて消滅時効についてだけ記載すべきでした。

1. 訴訟物

本問を考える前提として、Xの請求の訴訟物を考える。

「債務を被担保債権」とするのは矛盾しています。AのCに対する貸金債権を被担保債権として、と書いてください。

Xは、C社のA銀行に対する貸金債務を被担保債権として、

5 A銀行と、甲工社について抵当権設定契約を締結している。そして、

A銀行は、この抵当権を実行した。そこで、甲工社は、4億円を譲渡した。C社に代位するのではなく、A社に代位します。こういうところでミスすると大きい

10 して、他の保証人であるYに対して、求償することが出来る。

そして、物上保証人と保証人の負担割合は、「その数に応じて」決す

る(民法(以下省略する)501条5号)。

訴訟物については、解説を読んでください。また、4億円の2分の1とあり、間違っています。2億2001万円の債権を回収するために、B建物から1億円、X土地から4億円回収します。Xは債権額からB建物の価格を差し引いた額を負担するに過ぎません。このため、2億8000万弱は、Xにもともと返還されるべきです。

また、Dも保証人ですが、Dに対する請求は1億2001万円の2分の1になるはずですが、解説には丁寧に書かれていますので、よく読んでおくください。

2. 請求原因
請求原因事実、不十分です。その根拠は、根拠条文がわかっていないことにあります。解説を読んで復習しておいてください。

15 (1) この発生しているといえるためには、抵当権が存在し、

実行されたといえる必要がある。そこで、①被担保債権の存在、

② 抵当権設定契約、③ ②の抵当権の実行、となる。

(2) また、同一の被担保債権について、④連帯保証契約が存在し、締結されたことも必要となる。

3. 下線部のYの反論の意味
3. が本問で問われている部分ですが、出題趣旨を全くつかめていなかったようです。設問2で説明できていますので、設問2で点数をつけていますが、注意してください。

20 下線部のYの反論は、被担保債権の消滅時効である。

これが認められると、被担保債権(①)の発生が消滅し

たこととなる。そのために、反論として認められる。 設問1は0点となります。

第2 設問2

1. 判決主文
判決主文に「との判決主文とする。」などを書くことはありません。今回は点数をつけませんが、注意してください。指摘した通り、金額が間違っています。

25 被告は、原告に対し、金2億円を支払えとの判決主文とする。

2. 理由

(1) 請求原因

1 ページ

裏面へ

※A間において、A銀行は、C社に対して1億円を貸し
付けている(①)。そして、Xは、この貸付金債権を被担保債権として
自己土地に抵当権を設定した(②)。A銀行は、この抵当権を実
行している(③)。そして、Yは、この貸付金債権を連帯保証して
いた(④)。

請求原因事実は、解説を読んでください。不十分です。

よって、請求原因事実は、全て認められる。

2. 甲Yの消滅時効の抗弁

2. が二つ出てきます。項番号には注意してください。

(1) これに対して、上記の理由で、Yは、消滅時効の時反論を
「考えられる」ではなく、明らかにYは主張しています。
することが考えられる。この要件。ここで、Yが主張しなければ

ならないのは、①権利を行使することによって下がるようになったこと(166条
1項)、②①から一定期間の経過、③援用(145条)である。

(2) まず、A銀行とC社の間では、2002年2月1日に、新たな消
費貸借契約が締結されており、この弁済期は、2012年2月2日と
されている。よって、A銀行は、1997年2月1日に締結した消
費貸借契約の弁済期を、廃している。そこで、権利行使は、2012
年2月2日から可能になったものとする(①)。

(3) 甲、A銀行のC社に対する貸付は、商人間で行なわれたものとい
える。そこで、商法522条の商事消滅時効が適用される。期
間は、5年となる。現在は、2017年5月22日なので、①から
5年の期間の経過は認められる(②)。

(4) 次に、145条の「当事者」とは、時効の利益を直接受ける者とい
うと解されている。そして、連帯保証人は、主債務が消滅
すれば、付随性により、保証債務を負わなくなる者である。そ
のため、主債務の消滅により直接利益を受ける者である。

よって、Yについても、連帯保証人であることから、主債務の消
滅について直接利益を受ける者といえる。そのため、Yは、
時効の援用が下がる(③)。

「援用ができる」では、請求原因を満たしません。時効援用の意思表示が必要。

3. 競売による時効中断の再抗弁

主語はXですか？ 正本ですか？ 本件では、C社建物に対する競売の申し立てがなされているので、それを「差押え」に準じる効果が認められるかが問題
となっており、Xは、競売により、C社に対して競売開始決定

を正本が、2015年9月22日に送達された。これには、147条

ス・ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
	2年・3年・修了生		

評価(ABCD)

2号~~147条~~の類項適用により、時効中断の意味がある。そのため、~~Y~~の消滅時効の反論を否定する再反論となる。

(2) では、147条2号の類項ができるか。

147条2号の事由は、執行機関を介した債権回収方法である。そして、競売開始決定も同様であり、強力な債権回収方法である。

したがって、147条2号の類項は可能と考える。

この論点の後に、中断の効力発生時期について論証することが求められていました。

(3) 他にも、連帯保証人Yにも対抗できるか。

時効の中断は、相対効の原則となる(148条)。しかし、連帯保証人に對しては、主債務について対抗性の観点も考えなければならず、主債務に生じた中断事由は、連帯保証人にも及ぶと解する。

これは、私見ですから、千葉先生に確認したほうが良いと思いますが、時効中断は相対効ですが、457条1項によって、その効力は、Yにも及ぶのではないのでしょうか。その結果、Xは時効中断事由をYに対抗できるのではないかと思います。解説12ページを読んでも私はよく理解できませんでした。

Yは、147条2号による中断を対抗できない。

Yは中断事由を対抗できないとはどういうことでしょうか？Yは消滅時効を主張しているが、Xの時効中断の再抗弁が認められるため、Xの請求は認められるのではないのでしょうか。

4 結論

以上より、Xの請求は、認められる。

①大変難しい問題でした。お疲れさまでした。

②まず、全体的によくできていると思います。この問題は、以前レポート課題として課された問題のようですが、初見でここまで書けているのでしたら、素晴らしいです。私も知らない論点がいくつかありました。

③設問1については、出題意図を把握できておらず、大変もったいなかったと思います。

消滅時効の抗弁については、設問2でよく書けていますので、設問1の採点基準にしたがって、点数を与えています。

④設問1と2で共通して言えることですが、請求原因(要件事実)は、条文から導いてください。知識で解こうとすると、無理があります。

⑤大変細かい論点(特に、抵当権実行の申し立てが147条2号の差押えに準じるという論点)にも触れられており、素晴らしいかと思います。

⑥字も大変読みやすかったです。

⑦今回は、40点以上でA、35点以上でB、30点以上でC(ボーダー)としています。

このまま頑張ってください。

添削 塚本

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。